

《令和3年4月から高年齢雇用安定法が改正されます!!》

定年を65歳以上70歳未満に定めている又は65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引続き雇用する制度を除く)を導入している事業主を対象に、65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となりました。

現行

○60 歳未満の定年禁止

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければならない。

○65 歳までの雇用確保措置

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ①65歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③65歳までの継続雇用制度(再雇用制度
 - ・勤務延長制度等)を導入

※対象事業主: 当該労働者を 60 歳まで雇用して いた事業主

改正後

次の① \sim 5の \underline{N} がずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70 歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度) の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ※事業主が自ら実施する社会貢献事業
- ※事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う 社会貢献事業

改正に伴う注意点

現在、殆どの企業が<u>「60歳定年・後65歳まで再雇用」制度</u>としています。今回の改正は<mark>努力義務扱い</mark>です。 強制的に定年を延ばさなければいけないというものではありません。定年後の取り扱いについては、いろいろな 問題も発生しますので、ご相談ください。

65歳以後の働き方と年金受給のバランス(停止)のしくみ(現行)

基本月額と総報酬月額相当額の合計額 47万円以下(改定により変動あり)

いいえ

◆基本月額とは

加給年金額を除いた老齢厚生年金(退職共済)年金(報酬比例部分の月額) ◆総報酬月額相当額とは

(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷12

全額支給

はい

一部または全額支給停止

在職老齢年金による調整後の年金支給月額

=基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) ÷2

— 例

- ●老齢厚生年金144万円(基本月額12万円)
- ●総報酬月額相当額 42 万円(標準報酬月額 32 万円、標準賞与額 120 万円(月額 10 万円)の人が在職老齢年金を受け取る場合。≪※各月額は個人差がある為、試算の際は個別に年金の見込額などの確認が必要です≫

~調整後の年金額(月額)~

=基本月額 12 万円ー(基本月額 12 万円+総報酬月額相当額 42 万円ー47 万円) $\div 2=85,000$ 円 在職老齢年金額は 85,000 円となり、本来の年金額(12 万円)との差額 35,000 円が支給停止となります。



定年以降及び 65 歳以降の継続雇用をするにあたり、年金の満額受給を希望されている場合は、 年金の基本月額と総報酬月額相当額にあたる<u>毎月の標準報酬月額及び標準賞与額</u>のバランスを 考えて、働き方=雇用契約のみなおしが必要となります。

《筆者:佐藤佳苗》

お知らせ

- ◆育児・介護休業法の改正(令和3年1月1日施行)
- 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになります。 改正に伴う「育児・介護休業規則」の雛形が必要な場合はお声がけください。
- ◆年末年始休暇

当事務所の年末年始休暇は12月29日(火)~1月4日(月)となります。

ご不便をお掛けしますが宜しくお願い致します。

令和3年1月5日(火)より平常通りの業務となります。

皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 職員一同

自然との共生

10月末の休日、長野県東御市・上田市と群馬県嬬恋村の県境にある「湯ノ丸山」「烏帽子岳」に登って来ました。登り始めは霧の中で、周囲の展望もなくガッカリでしたが、時間がたつにつれ自然の美しさを見せてくれました。標高差もなく、無理なく歩くことができました。ツヅジが満開になる5月頃に再度登りたいと感じました。山並みがとても美しいところです。





わたしのひとこと

令和2年も残すところ少なくなってしまいました。今年はコロナ対策に追われた1年でした。また、労働環境も大きく変化致しました。時間外労働の規制、1箇月45時間、1日2時間の範囲・・・そして5日の年次有給休暇の付与、さらに同一労働に対して同一賃金等々・・・これにより、それぞれの企業は業務の見直し、効率の良い働き方を模索、と同時に人材への教育の強化等が求められました。また、職場の中では、管理職者と若手社員との間での働き方の違い・・・仕事で汗を流すことを美徳としてきた上司、残業を好まず高い賃金を欲しない、そしてスマホを離せない若手社員、この2極化の中で、「指導なのか・パワハラなのか」が問われてきたのも事実です。職場環境及び労務管理の難しさをつくづく感じながらの1年でした。

一時も早いコロナの終息を願い、来る年が平和であることを望みながら新年を迎えたいと思います。どうぞ、良いお正月をお迎えください。

鍋鳥 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028 - 635 - 9752 FAX: 028 - 635 - 9298

ホームへ。ーシ゛ http://www.nabeshima-sr.or.jp

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

